社外高度人材活用新事業分野開拓計画に係る課税の特例に関する報告書

　　年　　月　　日

○○大臣

住　　　　所

氏名又は名称

代表者の氏名

年　月　日付けをもって計画認定又は計画変更認定を受けた社外高度人材活用新事業分野開拓計画「（事業名）」について、下記の報告を行う。

**□**１．提出された社外高度人材活用新事業分野開拓計画に係る認定申請書（以下「申請書」という。）で定める「活用期間」において引き続き日本国内のみで社外高度人材の活用を行っている。

**□**２．申請書で定める「計画期間」において、社外高度人材が引き続き日本国内の居住者（所得税法（昭和40年法律第33号）第２条第１項第３号に規定する居住者をいう。）　　である。

３．下記に該当する事由が生じたため、その旨報告する。

**□**（１）社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従って付与される法第13条の新株予約

権の権利行使期間が終了した。

**□**（２）当該新株予約権が全て行使された、又は、消滅した。

**□**（３）社外高度人材が国外転出（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第29条の

２第１項第７号に規定する国外転出をいう。）を行った。

（備考）

・法第13条の課税の特例の適用に係る計画認定又は計画変更認定を受けている場合に本報告を行うこと。当該計画認定又は計画変更認定を受けた際の認定証（様式第１又は様式第４）を参照し、上記のうち該当する箇所の「**□**」にチェックを行い、それぞれ下記の時期に主務大臣に報告すること。

・１．については、申請省で定める活用期間中の各事業年度終了後３月以内に主務大臣に報告すること。

・２．については、申請書で定める計画期間中の各事業年度終了後３月以内に主務大臣に対し報告すること。

・３．については（１）～（３）のうち該当する事由が生じた都度その旨を報告すること。

なお、３．の（１）～（３）のいずれかの報告を行った場合、以降１．～３．の報告は全

て不要となる。